No. 12

	制度名	被災住宅復興支援事業	主管課名問合せ先	住宅課 企画調整 G 029-301-4754
目的・趣旨 市町村が実施する被災住宅復旧のための利子補給事業を		を支援する。		

〔対象団体〕

42 市町村 (うち新規受付7市)

[対象事業]

市町村が実施する以下の利子補給事業

○利子補給対象者

被災者生活再建支援制度における大規模半壊以下の被災者で、金融機関等からの借入金を利用して自己用住宅の復旧(補修等)を行う者。

※支援金の上限額(300万円)を受給する大規模半壊等の被災者は除く。

- ○利子補給期間:5年間
- ○利子補給率:1.0%
- ○利子補給対象融資限度額:640万円 ※宅地を復旧する場合は390万円 住宅・宅地両方を復旧する場合は1,030万円

〔対象経費〕

市町村利子補給事業の実施に要する経費(被災者に補給する利子相当額) ※ただし、事務費、人件費は除く。

〔補助限度額等〕

特になし

[経費負担割合]

区 分	玉	県	市町村	その他			
_	-	10/10	_	_			
〔31 年度当初予算額〕		[31年度補助対象団体]					
20, 348	十円	3 42 団体(うち新規受付 7 団体)					

〔備考〕